静岡県インターカルチュラル賛同事業所認証制度QA

最終更新日： 2026年11月11日現在
（変更箇所　赤字下線）

1　インターカルチュラル賛同事業所認証事業所について

No.	質問	回答	備考
1	インターカルチュラルとは何ですか？	「外国人県民は、共に地域をつくっていくパートナーである」とポジティブに捉え、外国人のもつ文化的多様性を県全体の活力や成長につなげる新しい考え方です。	
2	認証事業所のメリットはありますか？	知事による認証と、名称や取組内容などの認証の概要を県のホームページで広く周知することで、事業所のイメージアップにつながります。 また、建設業入札参加資格及び庁舎等管理業務の委託に係る競争入札参加資格総合点数への加点を受けることができます。	R8.6.15変更
3	認証事業所の責務はありますか？	国や地方公共団体が実施する多文化共生施策に御協力をお願いします。また、雇用する外国人従業員が日本で生活するために必要な日本の制度の周知、日本語学習機会の提供など、受入環境整備に努めていただくようお願いします。	
4	認証までにどれくらいの期間がかかりますか？	いずれも申請書類に不備がない場合、下記のとおりです。 ①シンボルマークの使用承認：概ね１週間 ②インターカルチュラル賛同事業所認証：概ね２週間 なお、必ず上記の期間内に承認できるとは限りません。（標準処理期間ではありません。） 2026年中に認証を受けたい場合、 ①シンボルマークの使用承認：11月27日まで ②インターカルチュラル賛同事業所認証：12月４日まで 上記期間内に不備無く申請してください。それ以降の申請は、年内の認証を受けることができない場合があります。	R8.11.11追加

2　申請者について

No.	質問	回答	備考
1	本社は県外ですが、事業所が静岡県内にある場合、申請できますか？	申請できます。	
2	外国人従業員を雇用していませんが、申請できますか？	外国人を雇用していなくても申請できます。	
3	個人事業主ですが、申請できますか？	申請できます。	
4	申請の単位は、本社ですか？事業所単位で申請しますか？	本社でも事業所ごとでも申請できます。事業所の取組状況に応じて申請してください。	入札参加資格の加点等に必要な事業所単位等は、各入札参加資格により異なる場合があります。

3　認証要件について

No.	質問	回答	備考
1	静岡県多文化共生シンボルマークを使用したい。	別途、事前に県に申請する必要があります。申請要項４を確認してください。県が承認した後、シンボルマークを御利用いただけます。	
2	外国人の雇用状況に応じた要件とは、具体的に何ですか？	審査票（３）【審査番号９～33】を御確認ください。それぞれの区分ごとに要件を満たしている必要があります。	
3	派遣会社から外国人社員が業務に従事していて、会社では直接雇用していない場合は、「外国人従業員を雇用している場合」「外国人従業員を雇用していない場合」のいずれになりますか？	「外国人従業員を雇用していない場合」に該当します。	R8.6.15追加
4	会社に従事している従業員個人が、個人の活動として多文化共生に関する取組を実施している場合、事業所の活動として認められますか？	事業所としての活動ではないため、認められません。	R8.6.15追加

4　添付資料について

No.	質問	回答	備考
1	誓約書に押印は必要ですか？	代表者の自署又は代表者印を押印してください。	
2	審査票に記載した取組が確認できる書類とは、具体的にどういう書類ですか？	審査票に記載した内容が具体的に記載されていて、事業所の名称が判明できるものを提出してください。	
3	就業規則を作成していないが、添付の省略は認められますか？	就業規則の届出義務がある事業者は、添付の省略は認められません。法令上届出義務がなくても、働く上でのルールである就業規則を作成することは望ましいこととされています。 労働者が常時10人未満の事業者など、法令上届出義務が無い事業所の場合は、届出印がない就業規則を添付するか、作成していない具体的な事情を記載した任意の理由書を提出してください。	理由に不備がある場合は認証できません。
4	本人確認書類は、具体的にどの書類ですか？	「氏名」「生年月日」「顔写真」が分かる公的な書類の写しを提出してください。 例）運転免許証（写）、パスポート（写）、マイナンバーカード表面（写）	マイナンバーカードの裏面は提出不可
5	その他知事が必要と認める書類とは、具体的にどの書類ですか？	提出された書類だけでは基準を満たしているか分からない場合などに、後日、個別具体的に申請者にお知らせします。	
6	添付できるファイルの容量は？	１申請当たり最大20MBまでです。	
7	添付できるファイルの形式は？	審査票はxls、xlsx形式です。その他の添付資料はpdf、png、jpeg、jpg形式です。	

5　認証書について

No.	質問	回答	備考
1	紙の認証書を交付してもらえませんか？	本認証制度においては、一連の手続きをペーパーレスとしますので、紙の認証書は交付しません。 PDFの認証書を送付しますので、必要に応じて印刷してください。	
2	知事印を押印してもらえませんか？	県ホームページに認証事業所名簿を公表することで、第三者が認証事業所であることを確認できるため、知事印の押印を省略するものです。	

6　認証を受けたあとの手続について

No.	質問	回答	備考
1	認証の有効期間は、いつまでですか？	認証した日から３年間です。引き続き認証を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。	
2	更新申請は、いつ頃にすればよいですか？	引き続き認証を受けようとする場合は、概ね有効期限の３か月前頃に更新手続をお願いします。	
3	事業所の名前を変更したとき、手続は必要ですか。	変更届出書（様式第５号）に変更事項が分かる書類を添えて届け出てください。	
4	事業所の所在地を変更したとき、手続は必要ですか。	変更届出書（様式第５号）に変更事項が分かる書類を添えて届け出てください。	
5	認証要件を満たさなくなりました。手続は必要ですか。	変更届出書（様式第５号）に満たさなくなった要件を記載し、インターカルチュラル賛同事業所認証書を添えて届け出てください。	

7　その他

No.	質問	回答	備考
1	認証を受けるための審査は、どのように実施しますか。	書面により実施しますが、必要に応じて実地調査を実施します。	
2	認証要件を満たしていないことが判明した。	県は認証を取り消します。速やかにインターカルチュラル賛同事業所認証書を返納してください。	印刷したものがあれば返納をすること